

A3 書面添付制度に基づく税務調査の事前通知前の意見聴取は、書面を添付した税理士が申告にあたって計算等を行った事項に関することや、実際の意見聴取に当たって生じた疑問点を解明することを目的として、税理士法第30条に規定する税務代理権限証書を提出した税理士に対して行われるものです。

また、国税当局においては、意見聴取にあたって、例えば、決算額の顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて、個別・具体的に質疑を行うなど、意見聴取の機会の積極的な活用に努めることとされています。

したがって、税理士は、事前通知前の意見聴取にあたっては、書面に記載された事項に関することや、生じた疑問点の解明を目的として、与えられた権利が最大限活かされるよう、積極的に意見を陳述する必要があります。